

目的トセルモノ多カリシガ、其ノ後ニ設立サレタルモノハ直接間接ニ小作爭議ヲ設立ノ動機トシ、小作爭議ノ既ニ發生シタル地方ニアリテハ爭議ノ結果、小作條件ニ關シ協定セル事項ヲ兩當事者間ニ於テ遵守シ、將來再ビ爭議ヲ起サシメザル爲メ、又爭議ノ未ダ發生セザル地方ニ於テハ地主小作人兩者ノ互讓ニ依リテ不合理ナル小作關係ヲ改善シ爭議ノ發生ヲ未然ニ防止スル爲本小作委員會ヲ設立スルニ至レリ。今現存小作委員會ノ設立ニ付キテ見ルニ、大正六年迄ニ設立サレタルモノハ僅カ十六ニ過ギザリシガ、大正十四年迄ニハ六百九十八、昭和六年末ニハ九百七十二ノ多キニ上ル状態ナリ。而シテ之ガ分布區域ハ一道一府三十二縣ニ及ビ、其ノ特ニ多キ地方ハ群馬縣ニシテ、之ニ次グハ埼玉、兵庫、徳島、新潟、香川、岐阜、鳥取ノ諸縣トス。

小作委員會ノ成績ニ付キテハ未ダ地主小作人ノ自覺充分ナラザル地方ニ於テ、外部ノ獎勵ニ依リ他動的ニ且急激ニ設立サレタルモノニ付キテハ成績ノ良好ナラザルモノアリト雖モ、爭議ノ結果其ノ受クル所ノ損失ヲ地主小作人共ニ充分理解シ熟慮ノ結果自發的ニ設立サレタルモノニ付キテハ其ノ成績ノ相當見ルベキモノアリ。

次ニ協調組合ニシテ産業組合の事業ヲ行フモノハ現在其ノ數百十一ニ及ビ、其ノ内産業組合法ニ依レルモノ四十四、任意申合組合ナルモノ六十七ニシテ、一府十九縣ニ分布シ其ノ特ニ多キ地方ハ兵庫、群馬、京都、滋賀、福島ノ諸府縣トス。

#### 第四 小作立法ニ關スル事項

##### 一 沿革

明治十七年農商務省ニ勸業諮問會ヲ開キ第一回勸業意見ヲ決定セルガ其ノ中ニ小作條令制定ノ要ヲ認メ之ニ基キテ小作慣行、舊藩ニ於ケル小作制度等ノ調査ヲ行ヒ明治二十年農務局ニ於テ「小作條令草案」ヲ起草セリ然レドモ本草按ハ遂ニ草案トシテ終レリ。

其ノ後民法起草ニ際シテハ小作慣行ニ付充分調査ヲ爲スノ暇ナク小作ニ關スル事項ニ付テハ慣習ニ讓レルモノ多シ。

降ツテ大正六年頃ヨリ近代的小作爭議漸次發生スルニ至リテ大正九年ニ農商務省ニ小作調査ニ關スル職員ヲ設置シ本邦小作慣行、内外ニ於ケル小作制度、小作立法其ノ他ノ小作事情ニ付調査研究ヲ爲スト共ニ他方同年十一月小作制度調査委員會設置セラレタリ。右小作制度調査委員會ニ於テハ各般ノ小作事情ニ付調査研究ヲ爲シ自作農創設、地主小作人團體、小作紛爭仲裁制度、小作法等ニ付調査審議ヲ爲シタルガ其ノ結果ハ大正十一年九月二十一日小作調停法案ヲ決定答申セリ。

仍テ政府ハ右法案ヲ第四十六議會ニ提出シタルモ衆議院ニ於テ審議未了ニ終レリ。因ニ本委員會ハ次ノ小作制度調査會ノ設置ニ因リ廢止セラレタリ。大正十二年五月七日勅令第二百十八號ヲ以テ小作

制度調査會設置セラレ小作調停法案、自作農維持制定、小作制度ノ改善等ニ關スル意見方策ニ付農商務大臣ノ諮問アリタリ。先ヅ小作調停法案ニ付テハ第四十六議會ニ提案シタル法案ニ付審議シ同議會ニ於テ問題トナリタル點、曩ノ小作制度調査委員會答申案トノ相違點等ニ付審議研究ヲ爲シ二三修正ヲ加ヘテ大正十二年十一月十五日農商務大臣ニ答申シ又自作農維持制定ニ關シテハ其ノ方策ヲ決定シ大正十三年四月五日農商務大臣ニ答申セリ。然レドモ同調査會ニ於テハ小作法案ニハ手ヲ染ムルニ至ラザリキ。因ニ本調査會ハ大正十三年四月二日帝國經濟會議設置アリタル爲同年同月十七日廢止アリタリ。大正十三年四月二日勅令第七十號ヲ以テ帝國經濟會議設置アリ「小作制度改善ニ關スル方策如何」ニ付諮問セルニ同會議農業者ニ於テハ永小作問題ニ付僅ニ一回審議シタルノミニシテ大正十三年六月十一日他ノ事項ニ關スル決議ニ附帶シテ小作調停法案及自作農維持制定ニ關スル小作制度調査會ノ答申ノ趣旨ハ速ニ實行セラレムコトヲ望ム旨ノ決議ヲ爲シ内閣總理大臣ニ答申シタリ。而シテ本會議ハ大正十三年十一月二十五日廢止セラレタリ。

小作調停法案ハ以上ノ過程ヲ經テ第四十九議會ニ提案シ其ノ協賛ヲ經テ大正十三年七月二十二日法律第十八號ヲ以テ公布、同年十二月一日ヨリ施行セラルルニ至レリ。

大正十五年五月二十四日勅令第三百三十五號ヲ以テ小作調査會ノ設置アリ「小作問題ニ關スル方策如何」ニ付農林大臣ノ諮問アリ、數十回ニ亘リテ總會、特別委員會、小委員會ノ會合アリ遂ニ同年十月

三十日「小作法制定上規定スベキ事項ニ關スル要綱」ヲ決定答申シ更ニ昭和二年一月十三日「舊慣永代小作整理要綱」及「小作法中永小作關係ニ關シ規定スベキ事項要綱」ヲ決議答申シタリ。

農林省ハ右答申ニ基キテ司法省ト協議ノ上小作法案ヲ起草シタルモ議會提出ノ運ニ至ラザリシガ昭和二年三月十日之ヲ「小作法案」トシテ公表セリ。尙右調査會ニ於テハ昭和二年十二月二十二日自作農地法案ニ對シテ修正意見ヲ答申セリ。

昭和四年七月十九日勅令第二百三十八號ヲ以テ社會政策審議會設置アリ内閣總理大臣ハ之ニ對シ「小作問題ノ對策トシテ速ニ實施ヲ要スト認ムル事項如何」ニ付諮問セリ。同審議會ニ於テハ昭和四年十一月二十五日小作法制ノ整備ヲ必要トシ結局大正十五年十月小作調査會ノ答申シタル小作法案要項ノ趣旨ヲ妥當ト認メ政府ハ速ニ小作法ヲ制定實施スベキ旨ヲ答申セリ。其ノ後農林大臣ハ小作調査會ニ對シ小作法案ニ付報告ヲ爲スト共ニ之ニ關シ二、三ノ事項ニ付協議スル所アリタリ。

因ニ社會政策審議會ハ昭和四年十二月二十九日小作調査會ハ昭和六年三月三十一日夫々廢止サレタリ。

## 二 小作法案ノ帝國議會提出

小作法案ハ以上ノ如キ過程ヲ經テ昭和二年三月發表ノ小作法案ニ多少ノ修正ヲ加ヘ昭和六年二月九日第五十九議會ニ左ノ法案ヲ提出シ、二月十四日衆議院本會議ニ上程、委員會ニ附託セラレ十數回

ニ亘リテ審議ノ結果、第六條及第十七條ニ修正ヲ加ヘタル上可決シ、本會議ニ於テモ委員會ノ決議通  
リニテ之ヲ通過シタリ。

貴族院ニ於テハ三月二十三日ノ本會議ニ上程シ委員會ニ附託シ委員會ハ翌二十四日開會セルモ結局  
會期切迫ノ折柄遂ニ審議未了ニ終レリ。

### 小作法案

#### 第一章 總 則

第一條 本法ハ耕作ヲ目的トスル土地ノ賃貸借及永小作ニ之ヲ適用ス

本法ニ於テ小作地ト稱スルハ前項ノ賃貸借ノ目的タル土地ヲ謂ヒ永小作地ト稱スルハ前項ノ永小作ノ目的タル土地ヲ謂フ

第二條 賃借人ガ小作地ニ附隨シテ宅地、探草地、稻架樹、建物其ノ他ノ物ノ使用又ハ收益ヲ爲ス權利ヲ有スル場合ニ於テ其ノ  
權利ノ存續及消滅ハ小作地ノ賃貸借ノ存續及消滅ニ從フ但シ當事者ガ別段ノ定ヲ爲シタルトキ又ハ小作地ノ附隨物ニ關スル債  
務不履行ニ因リ契約ヲ解除スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 第九條乃至第十一條、第十三條、第十四條、第十七條前段、第十八條、第十九條、第二十四條、第四十二條及第七十四  
條ノ規定ニ依ル小作條件ニシテ賃借人又ハ永小作人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第四條 土地ノ耕作ヲ目的トスル請負其ノ他ノ契約ハ之ヲ賃貸借ト看做ス但シ本法ノ適用ヲ免ルル目的ニ出デザルモノハ此ノ限  
ニ在ラズ

前項ノ賃貸借ノ條件ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ當事者ノ  
締結シタル契約ノ條件其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ前項ノ申立アリタル場合ニ之ヲ準用ス

#### 第二章 小作地賃貸借ノ效力

第五條 小作地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ效力  
ヲ生ズ

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル賃貸借ノ目的タル小作地ガ賣買ノ目的タル場合ニ之ヲ準用ス  
民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 小作地ノ賃借權ハ賃借人ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ讓渡スコトヲ得ズ但シ別段ノ慣習アルトキハ其ノ慣習ニ從フ

第七條 賃借人ガ其ノ小作地又ハ永小作權ヲ賣却セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃借人ニ對シ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ  
買取ノ協議ノ申出アラバ之ニ應ズル旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第三十四條ノ法人又ハ團體ガ前項ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ買取ノ意思ナキトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク其ノ小作  
地ヲ耕作スル團體員又ハ住民ニ對シ前項ノ通知ニ基キ賃借人ト直接買取ノ協議ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ爲シ且其ノ旨ヲ賃借人ニ  
通知スルコトヲ要ス

賃借人ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ前項ノ團體員又ハ住民ノ買取ノ協議ノ申出ニ應ズルコトヲ要ス

第八條 前條第一項ノ期間内ニ買取ノ協議ノ申出ナキトキ又ハ協議申出後一月内ニ協議調ハザルトキハ賃借人ハ其ノ小作地又ハ  
永小作權ヲ他ニ賣却スルコトヲ得前條第一項ノ期間滿了前ト雖モ前條ノ通知ヲ受ケタル者買取ノ意思ナキ旨ヲ表示シタルトキ  
亦同ジ

#### 第三章 小作地賃貸借ノ終了

第九條 當事者ガ小作地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メザリシトキハ當事者ハ民法第六百十七條第二項ノ規定ニ拘ラズ何時ニテモ解約ノ  
申入ヲ爲スコトヲ得

小作地ノ賃貸借ハ前項ノ解約申入後一年ヲ經過スルニ因リテ終了ス

第十條 前條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル賃貸借終了ノ場合ニ於テ小作地ニ其ノ終了ノ日ヨリ一年内ニ收穫スベキ作物(作物ニ付

主從ノ別アルトキハ主タル作物ガ現ニ存スルトキハ收穫終了スル迄貸借ハ仍存続スルモノト看做ス但シ賃借人又ハ轉借人ガ信義ニ反シ貸借ノ終了ヲ妨グル目的ヲ以テ濫ニ作付ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 前二條ノ規定ハ當事者ガ小作地ノ貸借ノ期間ヲ定メタルモ其ノ一方又ハ各自ガ其ノ期間内ニ解約ヲ爲ス權利ヲ留保シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 小作地ノ貸借ノ期間ヲ定ムルトキハ其ノ期間ハ五年ヲ下ルコトヲ得ズ若シ之ヨリ短キ期間ヲ以テ貸借ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五年トス

前項ノ規定ハ兵役、疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲又ハ土地使用ノ目的ノ變更其ノ他特別ノ事由ニ因リテ五年以上貸借スルコト能ハザル事情存スル爲一時土地ヲ貸借スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 當事者ガ小作地ノ貸借ノ期間ヲ定メタルトキハ前條第二項ニ規定スル貸借ヲ除クノ外當事者ガ期間滿了前六月乃至一年内ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更新貸借ヲ爲シタルモノト看做ス

第十四條 第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依ル解約ノ申入アリタル場合ニ於テ其ノ申入後二月内ニ貸借ノ繼續ニ關シ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ノ受理アリタルトキハ調停終了スル迄貸借ハ仍存続スルモノト看做ス但シ調停ノ申立ノ却下アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前條ノ通知アリタル場合ニ於テ其ノ通知後二月内ニ更新ニ關シ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ノ受理アリタルトキ亦前項ニ同ジ

第十五條 小作地ノ貸借ニ付期間ノ定アリヤ否ヤ明ナラザルトキハ貸借ハ期間ノ定ナキモノト推定ス

第十六條 小作地ノ賃借人ハ賃借人ニ背信ノ行爲ナキ限り不當ノ理由ニ因リ惡意ヲ以テ解約ノ申入ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十七條 小作地ノ賃借人ガ一年分ノ小作料ノ一年以上ノ滞納其ノ他之ニ準ズベキモノトシテ命令ニ定ムル滞納ヲ爲シタル場合ニ於テ一月ヲ下ラザル期間ヲ定メテ支拂ヲ爲スベキ旨ヲ催告シ其ノ期間内ニ支拂ナキトキハ賃借人ハ貸借ヲ解除スルコトヲ得

得賃借人ガ信義ニ反シ賃借人ヲ害スル目的ヲ以テ故意ニ小作料ヲ滞納シタル場合亦同ジ

第十八條 小作地ノ賃借人ガ小作料ノ一部ノ支拂ヲ爲サントスル場合ニ於テハ賃借人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ其ノ受領ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ賃借人ハ一部ノ支拂ヲ受領スルモ之ガ爲小作料ノ減額其ノ他ノ申出ヲ承諾シタルモノト推定セララルコトナシ

第十九條 小作地返還ノ場合ニ於テ小作地ニ作物アルトキハ賃借人ハ賃借人ニ對シ時價ヲ以テ之ヲ買取ルベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ賃借人又ハ轉借人ガ信義ニ反シ買取ラシムル目的ヲ以テ濫ニ作付ヲ爲シタル作物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 小作地返還ノ場合ニ於テハ賃借人ハ賃借人ノ承諾ヲ得テ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ客土、灌漑排水工事等小作地ノ改良ノ爲ニ支出シタル金額其ノ他ノ有益費ノ償還ヲ賃借人ニ請求スルコトヲ得

第二十一條 第十九條ノ規定ニ依ル作物ノ買取價額又ハ前條ノ規定ニ依ル有益費ノ償還額ニ關シ當事者間ニ協議調ハザルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第二十二條 前條ノ場合ニ於テ賃借人ガ作物ノ代價ノ支拂又ハ有益費ノ償還ニ充ツル爲裁判所ノ命ズル額ノ供託ヲ爲シタルトキハ賃借人ハ小作地ノ返還ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十三條 鑑定委員會ノ組織、權限其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

小作官ハ鑑定委員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十四條 小作地ノ賃借人ガ賃借ノ更新ヲ拒ミ又ハ第九條若ハ第十一條ノ規定ニ依リ解約ノ申入ヲ爲シタル場合ニ於テハ賃借人ハ賃借人ニ對シ契約ヲ以テ定メタル小作料ノ一年分ニ相當スル額ノ範圍内ニ於テ作離料ヲ支拂フコトヲ要ス

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ作離料ヲ支拂フコトヲ要セズ

一 賃借人ノ責ニ歸スベキ事由ニ因リ賃借人ガ賃借ヲ解除スルコトヲ得ベキ事由アリタルトキ

二 更新ノ慣習ナキ賃借ノ更新ヲ拒ミタルトキ

三 第十二條第二項ニ規定スル貸借ナルトキ但シ期間ノ定ナキ貸借又ハ更新ノ慣習アル貸借ヲ同項ニ規定スル貸借ニ變更シタル場合ヲ除ク

第二十六條 作離料ノ額ニ關シ當事者間ニ協議調ハザルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ一切ノ事情殊ニ左ノ各號ノ事項ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

一 賃借人ノ通常受クベキ損失

二 賃借人が貸借ヲ終了セシムルニ至リタル事情

三 小作地ノ普通ノ收穫高

四 小作料ノ額

五 賃借人が小作地ヲ繼續シテ賃借シタル期間

第二十七條 前條ノ場合ニ於テ賃借人が作離料ノ支拂ニ充ツル爲裁判所ノ命ズル額ノ供託ヲ爲シタルトキハ賃借人ハ小作地ノ返還ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十八條 第二十一條、第二十二條、第二十六條及前條ノ規定ニ依ル裁判ハ小作地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訴事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第二十九條 第二十一條及第二十六條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

第三十條 第二十一條及第二十六條ノ規定ニ依ル申立ヲ受理シタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ事件ヲ小作調停法ニ依ル調停ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三十一條 第二十一條、第二十二條、第二十六條及第二十七條ノ規定ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

第四章 小作地轉賃借ノ效力及終了

第三十二條 賃借人ハ賃借人ノ承諾アルトキト雖モ小作地ヲ轉賃スルコトヲ得ズ但シ兵役、疾病其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リテ自ら耕作スルコト能ハザル爲一時轉賃スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テ賃借人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ轉賃ヲ拒ムコトヲ得ズ

第一項但書ノ規定ニ依ル轉賃借ノ終了ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項但書ノ規定ニ依ル轉賃借人ハ更ニ之ヲ轉賃シ又ハ其ノ權利ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第三十三條 賃借人前條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ第三者ニ小作地ノ使用又ハ收益ヲ爲サシメタルトキハ賃借人又ハ賃借人ハ轉賃借ノ解除ヲ爲スコトヲ得

轉賃借人前條第四項ノ規定ニ違反シ第三者ニ小作地ノ使用又ハ收益ヲ爲サシメタルトキハ轉賃借人又ハ賃借人ハ轉賃借ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 第三十二條ノ規定ハ産業組合其ノ他營利ノ目的トセザル法人又ハ團體ガ賃借シタル小作地ヲ更ニ其ノ團體員ニ耕作セシムル場合ニハ之ヲ適用セズ市町村其ノ他ノ公共團體ガ賃借シタル小作地ヲ更ニ其ノ住民ニ耕作セシムル場合亦同ジ

前二條ノ規定ハ前項ノ團體員又ハ住民ガ第三者ニ小作地ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 第五條、第十條、第十八條乃至第二十二條及第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ第三十二條第一項但書ノ規定ニ依ル轉賃借ニ之ヲ準用ス

第三十六條 第五條ノ規定ハ第三十四條ノ法人又ハ團體ガ賃借シタル小作地ヲ其ノ團體員又ハ住民ニ耕作セシムル場合ニ於テ其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ト團體員又ハ住民トノ關係ニ之ヲ準用ス

第三章ノ規定ハ第三十四條ノ法人又ハ團體ガ賃借シタル小作地ヲ其ノ團體員又ハ住民ニ耕作セシムル場合ニ於テ法人又ハ團體ト其ノ團體員又ハ住民トノ關係ニ之ヲ準用ス

第三十七條 小作地ノ轉賃借アル場合ニ於テハ轉賃借人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ賃借借終了ニ關スル通知ヲ爲スコトヲ要ス

第三十八條 第七條、第八條、第十八條乃至第二十二條及第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ永小作地ノ所有者ト永小作人トノ關係ニ之ヲ準用ス但シ第七條及第八條ノ規定ハ永小作人ガ永小作地ヲ耕作ノ目的ヲ以テ貸貸シタル場合ニ於テハ第十二條第二項ニ規定スル貸借ヲ除クノ外永小作地ノ所有者ト賃借人トノ關係ニ之ヲ準用ス

第三十九條 永年作物ノ栽培ヲ目的トシテ永小作權ヲ設定スル場合ニ於テハ其ノ存續期間ハ二十年以上七十年以下トス若シ七十年ヨリ長キ期間ヲ以テ永小作權ヲ設定シタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ七十年ニ短縮ス

前項ノ永小作權ノ設定ハ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ日ヨリ七十年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十條 永小作權ノ期間満了ノ後永小作人ガ耕作ヲ繼續スル場合ニ於テ永小作地ノ所有者ガ遲滞ナク異議ヲ述べザルトキハ從前ノ永小作ト同一ノ條件ヲ以テ更新ニ存續期間二十年ノ永小作權ヲ設定アリタルモノト推定ス

第四十一條 第十六條ノ規定ハ永小作地ノ所有者ガ前條ノ異議ヲ述べタル後一月内ニ永小作人ガ其ノ土地ニ付賃借ノ申出ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ申出ニ依リ成立スベキ賃借ノ條件ハ當事者ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ從前ノ永小作ノ條件其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ前項ノ申出アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條 永小作人ガ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外民法第二百七十六條ノ規定ニ依ル永小作權ノ消滅ノ請求ハ一月ヲ下ラザル期間ヲ定メテ小作料ノ支拂ヲ爲スベキ旨ヲ催告シ其ノ期間内ニ支拂ナキトキニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 小作條件ノ變更

第四十三條 不可抗力ニ基ク收穫高ノ減少ヲ理由トスル小作料ノ減額又ハ免除ノ申出ハ遅クモ收穫著手ノ日ヨリ十五日前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但シ當事者ガ別段ノ定ヲ爲シタルトキ又ハ宥恕スベキ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ減額又ハ免除ノ申出ハ當事者ガ申出ノ時期ヲ定メタルトキハ其ノ時期ニ、宥恕スベキ事由アルトキハ相當ノ時期ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十四條 前條ノ申出アリタル場合ニ於テ當事者ノ一方ガ相手方ニ對シ檢見ノ申出ヲ爲サントスルトキハ遲滞ナク之ヲ爲スコトヲ要ス

檢見ノ申出ヲ爲スモ相手方之ニ應ゼザルトキハ小作官ノ定ムル方法ニ依リ檢見ヲ爲スコトヲ得檢見ノ方法ニ付當事者ノ協議調ハザルトキ亦同ジ

第四十五條 前條第二項ノ規定ハ契約又ハ慣習ニ依リ當事者ガ毎年檢見ノ上小作料ノ額ヲ定ムル場合ノ檢見ニ之ヲ準用ス

第四十六條 前二條ノ規定ニ依リ檢見ヲ爲ス者ハ土地ノ立入、耕作狀況ノ調査、坪刈其ノ他檢見ノ爲必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 當事者ハ合意ヲ以テ關係地ノ所在スル區域ノ小作委員會ニ對シ小作料其ノ他ノ小作條件ノ改定ヲ請求スルコトヲ得

第四十八條 小作委員會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ノ土地ノ賃借人及之ニ準ズル者並ニ賃借人及之ニ準ズル者ガ各別ニ又ハ共同シテ選定シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

小作委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 裁判所ハ當事者又ハ小作官ノ申立ニ因リ小作委員會ノ決定著シク不當ナリト認ムルトキハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ其ノ決定ヲ取消スコトヲ得此ノ申立ハ決定ノ通知アリタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スニ非ザレバ其ノ效力ナシ

小作委員會ノ決定ヲ取消ス裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第五十條 小作委員會ノ決定ハ取消ノ申立ナクシテ前條第一項ノ期間ヲ經過シ又ハ申立却下ノ裁判確定シタル日ヨリ當事者間ノ契約ノ内容ヲ成ス

第五十一條 第二十八條及第三十一條ノ規定ハ第四十九條ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス

第五十二條 當事者ハ合意ヲ以テ小作條件ノ改定ヲ爲サシムル爲一人又ハ數人ノ仲裁者ヲ選定スルコトヲ得  
前三條ノ規定ハ仲裁者ノ決定ニ之ヲ準用ス

第七章 小作料ノ供託

第五十三條 小作料ノ支拂又ハ小作地ノ返還ヲ命ズル判決ニ付假執行ノ宣言アリタル場合ニ於テ其ノ判決ヲ爲シタル裁判所ハ上  
訴期間内ニ限り債務者ノ申立ニ因リ相當額ノ擔保ヲ供セシメ其ノ執行ノ停止又ハ既ニ爲シタル執行處分ノ取消ヲ命ズルコトヲ  
得

第五十四條 小作料ニ關シ爭議ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ小作地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ハ當事者  
ノ申立ニ因リ債務者ヲシテ相當額ノ擔保ヲ供セシメタル上小作料債權ニ基ク假差押ヲ許サザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得  
裁判所ハ爾後ノ事情ニ依リ決定ヲ以テ前項ノ擔保額ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五十五條 小作料債權ニ基ク假差押ヲ命ズル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ民事訴訟法第七百四十三條ニ規定ス  
ル金額ノ記載ニ代ヘ假差押ノ執行ヲ停止シ又ハ既ニ爲シタル假差押ヲ取消スコトヲ得ル爲債務者ニ於テ供スベキ相當ノ擔保額  
ヲ假差押命令ニ記載スルコトヲ得  
裁判所ハ爾後ノ事情ニ依リ決定ヲ以テ前項ノ擔保額ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五十六條 小作關係ノ爭議ニ付債務者ニ對シ小作地ノ占有ヲ解ク假處分ヲ命ズル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ  
執達吏ニ小作地ノ保管ヲ命ズルト同時ニ債務者ガ小作地ノ現狀ノ變更其ノ他判決ノ執行ヲ妨グベキ行爲ヲ爲サザルコトノ誓約  
ヲ爲シ又ハ相當額ノ擔保ヲ供スルコトヲ條件トシテ小作地ノ使用又ハ收益ヲ債務者ニ許シ得ベキコトヲ命ズルコトヲ得  
債務者ガ判決ノ執行ヲ妨グ又ハ執行ヲ妨グル虞アル行爲ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ前項ノ規定ニ依リ許可ノ裁判ヲ取消スコト  
ヲ得

第五十七條 債務者ニ對シ小作地ノ占有ヲ解ク假處分ヲ命ジタル場合ニ於テ爾後ノ事情ニ依リ裁判所ハ既ニ爲シタル假處分ノ變  
更ヲ命ズルコトヲ得

第五十八條 小作料債權ニ基ク假差押命令ノ執行トシテ小作地ノ作物ノ差押ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ執行  
裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ債務者ヲシテ差押物ノ隠匿、毀損其ノ他執行ヲ妨グベキ行爲ヲ爲サザルコトノ誓約ヲ爲サシメ又  
ハ相當額ノ擔保ヲ供セシメタル上執達吏占有ノ債權債務者ヲシテ收穫ヲ爲サシメ其ノ他差押物ニ付管理上必要ナル處置ヲ爲サシ  
ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ裁判ニハ收穫其ノ他差押物ノ管理ニ必要ナル費用ノ最高額ヲ定ムルコトヲ要ス

債務者ヲシテ差押物ノ保管ヲ爲サシムルトキハ執達吏ハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスルコトヲ要ス

第五十九條 前條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ裁判ニ之ヲ準用ス

第六十條 前條ノ規定ハ收穫ノ後執行行爲ヲ續行スルコトヲ妨グズ

第六十條 民事訴訟法第一百二十二條、第一百十三條、第一百十五條及第一百十六條ノ規定ハ本章ノ規定ニ依リ擔保ニ之ヲ準用ス  
前項ノ規定ニ依リ擔保ノ供與ハ小作料トシテ支拂フベキ物ヲ供託シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ著シク物ノ品質ヲ損傷スル虞アルトキ又ハ其ノ貯藏ニ付不相應ナル費用ヲ生ズベキトキハ裁判所ハ申立ニ因  
リ其ノ物ヲ變賣シ賣得金ヲ供託スベキ旨ヲ供託物ノ保管者又ハ執達吏ニ命ズルコトヲ得

第六十一條 第五十三條乃至第五十五條、第五十八條又ハ第五十九條ノ規定ニ依リ債務者供託ヲ爲シタル場合ニ於テ小作料債權  
確定シタルトキハ債權者ハ其ノ債權ニ付テモ供託物ノ上ニ質權者ト同一ノ權利ヲ有ス

第六十二條 第六十條第二項第三項及前條ノ規定ハ小作料ノ支拂又ハ小作地ノ返還ヲ命ズル判決ノ假執行ヲ免ルル爲債務者ノ供  
スル擔保ニ之ヲ準用ス

第六十三條 本章ノ規定ハ永小作地ノ所有者ト永小作人トノ關係ニ之ヲ準用ス

第六十四條 鑑定委員會ニ出席シタル者故ナク會議ノ願末、鑑定委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數又ハ小作官ノ意見ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十五條 第五十六條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ誓約ヲ爲シタル者其ノ誓約ニ違反シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス第五十九條又ハ第六十三條ノ規定ニ依リ準用セララルル第五十六條又ハ第五十八條ノ規定ニ依ル誓約ヲ爲シタル者ニ付亦同ジ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第六十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 本法ハ本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ賃貸借及永小作ニ之ヲ適用ス本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ轉賃借ニシテ第三十四條ノ規定ニ該當スルモノニ付亦同ジ

第六十八條 第三十七條及第四十三條乃至第六十五條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ轉賃借ニシテ第三十四條ノ規定ニ該當セザルモノニ之ヲ適用ス

第六十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ賃貸借ニシテ五年未滿ノ期間ヲ定メタルモノハ其ノ期間ハ契約ノ日ヨリ五年トス但シ第十二條第二項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ五年未滿ノ期間ヲ定メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十一條 第六十八條ノ轉賃借ニシテ期間ノ定アルモノハ其ノ殘期間、期間ノ定ナキモノハ本法施行ノ月ヨリ二十年ヲ越エザル範圍内ニ於テ其ノ效力ヲ有ス

第七十二條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ賃貸借又ハ轉賃借ニ付本法施行前爲シタル解約ノ申入ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第七十二條 本法施行ノ際現ニ存スル小作地ノ賃貸借ニシテ本法施行後一年内ニ其ノ期間滿了スベキモノニ付當事者ガ其ノ滿了前一年内ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第十三條ノ期間内ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條ノ期間内ニ爲シタルモノト看做ス

第七十三條 本法ハ本法施行前ニ賃借人、轉借人又ハ永小作人ノ支出シタル小作地又ハ永小作地ノ有益費ノ償還ニハ之ヲ適用セズ

第七十四條 本法施行ノ際現ニ作株（小作權、土地代、甘土料、ザル代、銀先等ノ名稱ヲ以テ賣買セララルルモノヲ含ム）又ハ永小作權ノ賣買ノ慣習アル地方ニ於テ其ノ慣習ノ存続スル小作地又ハ永小作地ヲ返還セシムル場合ニ於テハ相當ノ償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第二十一條、第二十二條及第二十八條乃至第三十一條ノ規定ハ前項ノ償金ニ之ヲ準用ス

小作法案議會提出理由書

近時ニ於ケル農村事情ノ推移及小作問題ノ趨勢ニ鑑ミ現行法制ノ不備ヲ補ヒ農村生活ノ安定ヲ圖リ農事ノ改良ヲ期スルガ爲小作ニ關スル法制ヲ整備スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

三 小作調停法 (大正十三年七月二十二日 法律第十十八號)

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生シタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三條 當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタルト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下



スルコトヲ得

第三條 調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ニ在リテハ郡長ニ、郡長ニ在リテハ町村長ニ申立アリタル旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

爭議ノ目的タル土地カ數郡市町村ニ亘ル場合ニ於テハ調停ノ申立ヲ受ケタル市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク關係市町村長及郡長ニ前項ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

第七條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村長、郡長又ハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第八條 爭議ノ目的タル土地カ數箇ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判

所ニ移送スルコトヲ得管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ヲ移送ヲ受ケタル裁判所ハ遲滯ナク爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第十條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ爭議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カスシテ調停ヲ爲スコトヲ得

當事者ノ申立アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス裁判所ハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十一條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 當事者多數ナル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得

裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ選任ヲ命スルコトヲ得總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス

- 第十三條 總代ノ選任ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス  
 總代ノ解任ハ之ヲ裁判所ニ届出ツルニ非サレハ其ノ效ナシ
- 第十四條 裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス  
 前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十五條 調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ参加スルコトヲ得  
 裁判所ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ参加ヲ求ムルコトヲ得
- 第十六條 當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ輔佐人ヲ同伴スルコトヲ得
- 第十七條 爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ノ市町村長又ハ郡長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得
- 第十八條 裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得
- 第十九條 小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得
- 第二十條 裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

- 第二十一條 裁判所ニ於ケル調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聽ヲ許スコトヲ得
- 第二十二條 裁判所ハ費用ヲ要スル行爲ニ付當事者ノ一方又ハ雙方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得
- 第二十三條 裁判所ニ對スル申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得  
 口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス
- 第二十四條 裁判所ノ調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス
- 第二十五條 裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得
- 第二十六條 裁判所ノ調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲ササルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス
- 第二十七條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス
- 第二十八條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二十九條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス  
 調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ又ハ地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事

者雙方カ各別ニ選定シタル者アルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第三十一條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第三十二條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半数ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル

第三十三條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス

第三十四條 第十一條乃至第二十六條ノ規定ハ調停委員會ノ調停手續ニ之ヲ準用ス

第三十五條 調停委員會ハ當事者、總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據調ヲ爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ囑託スルコトヲ得

證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス

證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費、日常及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス

第三十六條 期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調停條項ヲ定メタル場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者、總代ア

ルトキハ總代ニ送付シ且當事者又ハ總代カ其ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ調停條項ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

第三十七條 調停委員會第二條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲ササルコトヲ得

第三十八條 調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ調停ニ同意シタルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス

第四十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アリタルトキニ限り裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第四十一條 裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ揭示場ニ揭示スルコトヲ要ス

第四十二條 調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條 調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條 當事者又ハ利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ記録ノ閲覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得但シ當事者カ事件ノ繫屬中記録ノ閲覽又ハ謄寫ヲ爲ス場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要セス

第四十五條 調停委員及第十一條又ハ第三十四條ノ規定ニ依リ勸解ヲ爲シタル者ニハ旅費、日常及止宿料ヲ給ス

第四十六條 第四十四條ノ手数料並前條ノ旅費、日常及止宿料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區域、郡長トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス

本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村、町村長又ハ町村役場ニ準スルモノトス

第四十八條 第三十四條ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ事田ナクシテ出頭セサルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得  
非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス  
第四十九條 調停委員又ハ調停委員タリシ者故ナク評議ノ顛末又ハ調停主任、調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行セス

小作調停法ノ施行期日及施行外地區指定ノ件 (大正十三年九月二十六日勅令第二百二十八號)

小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

小作調停法附則第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ施行セサル地區ヲ指定スルコト左ノ如シ

沖 繩 縣

(大正十五年六月一日ヨリ長崎、福島、山形、秋田、鹿兒島ノ五縣ニ、昭和四年七月一日ヨリ宮城、岩手、青森ノ三縣ニ施行セラル)

附

錄

第一 小作爭議ニ關スル調査諸表

凡 例

第三表以下ハ昭和七年六月三十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ作成シタルモ  
ノナリ

求 (小作人) 結 末  
 安 要 要 返 自 未  
 妥 買 撤 返 消 未  
 其 其 其 其 其 其  
 小 小 小 小 小 小  
 又 又 又 又 又 又  
 作 作 作 作 作 作  
 農 農 農 農 農 農  
 業 業 業 業 業 業  
 檢 檢 檢 檢 檢 檢  
 査 査 査 査 査 査  
 人 人 人 人 人 人  
 員 員 員 員 員 員  
 改) 改) 改) 改) 改) 改)

三 土地會社及小作委員會 (昭和六年末)

類	數	主ナル分布地方
會社	壹	奈良・岡山・神奈川・愛知・和歌山・香川・福島 岐阜・京都
一員會	叁三	群馬・埼玉・兵庫・徳島・新潟・香川・岐阜

一 小作爭議、調停及組合一

年次	第一 小作		爭議	原	因
	件數	參加人員			
大正九年	四〇八	五、三三	七、三〇	三、〇〇	一、〇〇
同十年	一、六〇〇	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同十一年	一、七〇〇	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同十二年	一、九七	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同十三年	一、三三	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同十四年	二、〇〇	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同十五年	二、五二	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
昭和二年	二、〇〇	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同三年	一、六〇	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同四年	二、〇〇	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同五年	二、〇〇	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同六年	三、四九	三、九八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

備考 一 爭議件數大正六年八五件、同七年二五六件、同八年三二六件アルモ調査ヲ異ニスルヲ以テ之ヲ省略セリ  
二 大正十一年以前ハ内務省、大正十二年以降ハ農林省ノ調査ナリ

年次	第二 小作		調停	一 小作調停法ニ依ル調停
	件數	參加人員		
大正十三年	三、二七	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同十四年	一、八二	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同十五年	二、六〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
昭和二年	三、六〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同三年	二、九三	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同四年	三、六〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同五年	三、八二	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
同六年	三、八一	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

年次	二 小作官ノ法外調停		調停ノ結果
	件數	參加人員	
大正十四年	三、七二	一、〇〇	一、〇〇
同十五年	二、八二	一、〇〇	一、〇〇
昭和二年	三、六〇	一、〇〇	一、〇〇
同三年	二、九三	一、〇〇	一、〇〇
同四年	三、六〇	一、〇〇	一、〇〇
同五年	三、八二	一、〇〇	一、〇〇
同六年	三、八一	一、〇〇	一、〇〇

年次	第三 地主小作人組合		一 地主小作人組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
大正十年末	六一	一、一四	一、九三	一、〇〇
同十一年末	一一四	一、二〇	二、九七	一、〇〇
同十二年末	一、二五〇	一、二〇	三、八〇	一、〇〇
同十三年末	二、三三七	一、二〇	四、四〇	一、〇〇
同十四年末	三、四四六	一、二〇	五、三三	一、〇〇
昭和元年末	三、二六	一、二〇	六、〇〇	一、〇〇
同二年末	四、五六一	一、二〇	七、〇〇	一、〇〇
同三年末	四、三三	一、二〇	八、〇〇	一、〇〇
同四年末	四、二六	一、二〇	九、〇〇	一、〇〇
同五年末	四、〇八	一、二〇	一〇、〇〇	一、〇〇
同六年末	四、四四	一、二〇	一一、〇〇	一、〇〇

二 全國的地主小作人組合聯合會 (昭和六年末)			
種別	聯合會縣	聯合會間	支部數
全國農民組合	三九	九	一、四七
日本農民組合	八	二	三九〇
大日本地主協會	四	一	三〇

備考 大正十年ハ内務省警保局、大正十一年乃至十三年ハ内務省社會局、大正十四年以降ハ農林省農務局ノ調査ナリ







三 小 作 争 議 一 覽 表

道 府 縣 名	争 議 件 數	參加人員		關係地ノ種別並反別		争 議 原 因	
		主 地	小 作	田 畑	其 他	争 議 原 因	因
北海道	15	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1
岩手	7	1	1	1	1	1	1
宮城	7	1	1	1	1	1	1
秋田	3	1	1	1	1	1	1
山形	3	1	1	1	1	1	1
福島	3	1	1	1	1	1	1
茨城	3	1	1	1	1	1	1
栃木	3	1	1	1	1	1	1
群馬	3	1	1	1	1	1	1
埼玉	3	1	1	1	1	1	1
千葉	3	1	1	1	1	1	1
東京	3	1	1	1	1	1	1
神奈川	3	1	1	1	1	1	1
新潟	3	1	1	1	1	1	1
富山	3	1	1	1	1	1	1
石川	3	1	1	1	1	1	1
福井	3	1	1	1	1	1	1
山梨	3	1	1	1	1	1	1
長野	3	1	1	1	1	1	1
岐阜	3	1	1	1	1	1	1
愛知	3	1	1	1	1	1	1
三重	3	1	1	1	1	1	1
滋賀	3	1	1	1	1	1	1
京都	3	1	1	1	1	1	1
大阪	3	1	1	1	1	1	1
兵庫	3	1	1	1	1	1	1
奈良	3	1	1	1	1	1	1
和歌山	3	1	1	1	1	1	1
鳥取	3	1	1	1	1	1	1
島根	3	1	1	1	1	1	1
岡山	3	1	1	1	1	1	1
廣島	3	1	1	1	1	1	1
山口	3	1	1	1	1	1	1
徳島	3	1	1	1	1	1	1
香川	3	1	1	1	1	1	1
愛媛	3	1	1	1	1	1	1
高知	3	1	1	1	1	1	1
福岡	3	1	1	1	1	1	1
佐賀	3	1	1	1	1	1	1
長崎	3	1	1	1	1	1	1
熊本	3	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	3	1	1	1	1	1	1
神戶	3	1	1	1	1	1	1
平均又ハ割合	3,499	69	37	144	30	174	0.3
計	3,499	69	37	144	30	174	0.3





五 小作爭議繼續期間別件數表

(昭和六年發生爭議)

道府縣名	爭議件數		繼續期間別												未解決件數	
	總件數	解決件數	未十日	未二十日	未一月	未半月	未一月	未二月	未三月	未四月	未五月	未六月	未八月	未十月		未一年
北海道	25	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	3	3														
岩手	7	5														
宮城	7	5														
秋田	3	3														
山形	2	2														
福島	2	2														
茨城	2	2														
栃木	2	2														
群馬	2	2														
埼玉	2	2														
千葉	2	2														
東京	7	7														
神奈川	7	7														
新潟	2	2														
富山	2	2														
石川	2	2														
福井	2	2														
山梨	2	2														
長野	2	2														
岐阜	2	2														
愛知	2	2														
三重	2	2														
滋賀	2	2														
京都	2	2														
大阪	2	2														
奈良	2	2														
和歌山	2	2														
鳥取	2	2														
島根	2	2														
岡山	2	2														
広島	2	2														
山口	2	2														
徳島	2	2														
香川	2	2														
愛媛	2	2														
高知	2	2														
佐賀	2	2														
長門	2	2														
熊本	2	2														
大分	2	2														
宮崎	2	2														
鹿児島	2	2														
沖縄	2	2														
計	349	264	110	113	116	123	126	133	133	139	145	152	157	169	176	184
割合	349	264	110	113	116	123	126	133	133	139	145	152	157	169	176	184

備考 本表ハ昭和六年發生爭議三、四一九件中昭和七年六月三十日迄ニ解決ヲミタル二、六〇四件ニ付調査セリ

六 小作 爭議 調停者 別件數表

(昭和六年發生爭議)

道府縣名	解決件數		調停者		別件數	
	總件數	爭議	調停	種別	件數	其他
北海道	15	2	1	地籍管理	1	1
青森道	15	2	1	地籍管理	1	1
岩手道	15	2	1	地籍管理	1	1
宮城道	15	2	1	地籍管理	1	1
秋田道	15	2	1	地籍管理	1	1
山形道	15	2	1	地籍管理	1	1
福島道	15	2	1	地籍管理	1	1
茨城道	15	2	1	地籍管理	1	1
栃木道	15	2	1	地籍管理	1	1
群馬道	15	2	1	地籍管理	1	1
千葉道	15	2	1	地籍管理	1	1
東京道	15	2	1	地籍管理	1	1
大阪道	15	2	1	地籍管理	1	1
京都道	15	2	1	地籍管理	1	1
奈良道	15	2	1	地籍管理	1	1
和歌山道	15	2	1	地籍管理	1	1
鳥取道	15	2	1	地籍管理	1	1
島根道	15	2	1	地籍管理	1	1
岡山道	15	2	1	地籍管理	1	1
廣島道	15	2	1	地籍管理	1	1
山口道	15	2	1	地籍管理	1	1
徳島道	15	2	1	地籍管理	1	1
香川道	15	2	1	地籍管理	1	1
愛媛道	15	2	1	地籍管理	1	1
高知道	15	2	1	地籍管理	1	1
福岡道	15	2	1	地籍管理	1	1
佐賀道	15	2	1	地籍管理	1	1
長門道	15	2	1	地籍管理	1	1
熊本道	15	2	1	地籍管理	1	1
大分道	15	2	1	地籍管理	1	1
宮崎道	15	2	1	地籍管理	1	1
鹿児島道	15	2	1	地籍管理	1	1
沖縄道	15	2	1	地籍管理	1	1
計	315	42	21	地籍管理	21	21

備考 一 本表ハ昭和七年六月三十日迄ニ解決セル二、六〇四件ニ付調査セリ  
二 一事件ノ解決ニ當リ二種以上ノ調停者干與セルモノハ「調停者種別件數」ノ欄ニ於テハ其ノ數ニ應シ重複計上セリ

七 土地返還問題ニ關スル小作爭議調査表

(昭和六年發生爭議)

道 府 縣 別	争議件數	地主ノ小作地引上理由											小作人ノ主張				結												
		自作新地	小作地	小作宅地	其他	小作料	契約期間	無承諾	小作料	小作證書	政黨感情	契約不履	耕作整理	債務不履	其他	小作永小	小作永小	其他	無條	有賠	金錢	小作	同一						
北海道	1																												
青森	1																												
岩手	1																												
宮城	1																												
秋田	1																												
山形	1																												
福島	1																												
茨城	1																												
栃木	1																												
群馬	1																												
埼玉	1																												
千葉	1																												
東京	1																												
神奈川	1																												
新潟	1																												
富山	1																												
石川	1																												
福井	1																												
山梨	1																												
長野	1																												
岐阜	1																												
愛知	1																												
三重	1																												
滋賀	1																												
京都	1																												
大阪	1																												
兵庫	1																												
奈良	1																												
和歌山	1																												
鳥取	1																												
島根	1																												
岡山	1																												
広島	1																												
山口	1																												
徳島	1																												
香川	1																												
愛媛	1																												
高知	1																												
福岡	1																												
佐賀	1																												
熊本	1																												
大分	1																												
宮崎	1																												
鹿児島	1																												
沖縄	1																												
計	1,105	28	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

備考 本表ハ昭和六年發生ノ小作爭議三、四一九件中地主ヨリ小作地引上(返還)ヲ要求シ之ニ對シ小作人ヨリ小作契約ノ繼續又ハ小作權ノ主張其他ヲ爲シタル事件一、三〇モノナリ





八 小作料減額問題ニ關スル小作爭議ノ要求歩合及同決定歩合對照表

(昭和六年發)

要求撤回	數 件 定 決 額 減 的 時 一															決 定 要 求 歩 合		
	小計	相當減	全免	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四・五	四〇	三・五	三〇	二・五	二〇	一・五		一〇	五
一	五	二															〇・五	
六	七	三															一・〇	
三	三	三															一・五	
七	一〇	一〇															二・〇	
五	五	二															二・五	
八	一八	三															三・〇	
一	八	三															三・五	
四	九	三															四・〇	
一	二	一															四・五	
三	二六	二															五・〇	
二	七	三															六・〇	
一	三	二															七・〇	
二	三	一															八・〇	
一	七	一															九・〇	
四	二〇	三															全免	
天	二七	一〇															相當減	
一三	一〇〇	一五															小計	

合 計	數 件 定 決 額 減 的 久 永															決 定 要 求 歩 合		
	小計	相當減	全免	九〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四・五	四〇	三・五	三〇	二・五	二〇	一・五		一〇	五
一																		〇・五
六	一																	一・〇
一																		一・五
八																		二・〇
七	一																	二・五
三	三																	三・〇
二	一																	三・五
三																		四・〇
一																		四・五
四	一																	五・〇
一																		六・〇
一																		七・〇

一 本表ハ昭和六年發生爭議中一時的小作料減額要求事件一、六〇九件、永久的小作料減額要求事件一三六件ノ内解決ヲ見タルモノニ付調査セリ

二 本表掲記外ニ一時的小作料減額要求ニ對シ永久的小作料減額ノ決定ヲ以テ解決セルモノアリ次ノ如シ

要求歩合 二・五 ニ對シ決定歩合 二・〇

同 三・〇 同

同 四・〇 同

同 五・〇 同

計 五 件 一 件 二 件 一 件 一 件

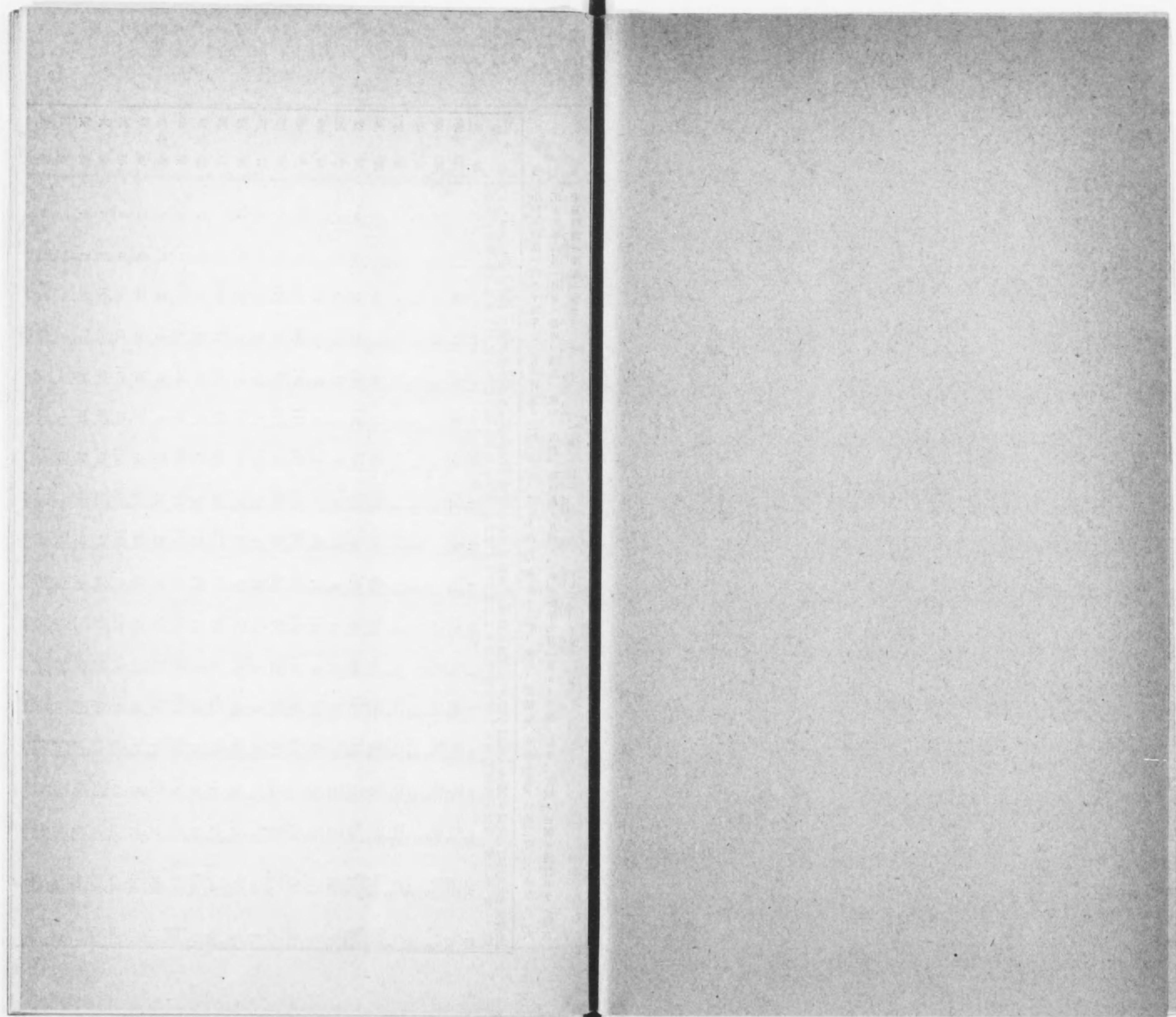




## 第二 小作調停ニ關スル調査諸表

凡 例

- 一 本表ハ昭和六年六月三十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ作成シタルモノナリ
- 二 沖繩縣ハ小作調停法未施行地ナルト小作官ノ設置ナキニ依リ本表ヨリ除外セリ
- 三 本表中「爭議單位件數」トアルハ一爭議ヲ數件ニ分割シテ調停申立テタルモノヲ地方廳ノ報告ニ基キ併合シ爭議單位ノ件數ト爲シタルモノナリ
- 四 第四表乃至第一一表ハ爭議單位件數ニ依リ作成セリ



一 小作調停事件受理年次別件數表

道	府	縣	大正十三年		大正十四年		大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		合計	
			受理別件數	議單件數	受理別件數	議單件數	受理別件數	議單件數	受理別件數	議單件數	受理別件數	議單件數	受理別件數	議單件數	受理別件數	議單件數	受理別件數	議單件數		
北海	道	道	二	二	六	六	九	九	六	六	三	三	三	三	五	五	四	四	一〇六	一〇六
青森	縣	縣																	一〇六	一〇六
岩手	縣	縣																	一〇六	一〇六
宮城	縣	縣																	一〇六	一〇六
秋田	縣	縣																	一〇六	一〇六
山形	縣	縣																	一〇六	一〇六
福島	縣	縣																	一〇六	一〇六
茨城	縣	縣																	一〇六	一〇六
栃木	縣	縣																	一〇六	一〇六
群馬	縣	縣																	一〇六	一〇六
千葉	縣	縣																	一〇六	一〇六
東京	府	府																	一〇六	一〇六
神奈川	縣	縣																	一〇六	一〇六
新潟	縣	縣																	一〇六	一〇六
富山	縣	縣																	一〇六	一〇六
石川	縣	縣																	一〇六	一〇六
福井	縣	縣																	一〇六	一〇六
山梨	縣	縣																	一〇六	一〇六
長野	縣	縣																	一〇六	一〇六
岐阜	縣	縣																	一〇六	一〇六
愛知	縣	縣																	一〇六	一〇六
三重	縣	縣																	一〇六	一〇六
滋賀	縣	縣																	一〇六	一〇六
京都	府	府																	一〇六	一〇六
大阪	府	府																	一〇六	一〇六
兵庫	縣	縣																	一〇六	一〇六
奈良	縣	縣																	一〇六	一〇六
和歌山	縣	縣																	一〇六	一〇六
鳥取	縣	縣																	一〇六	一〇六
島根	縣	縣																	一〇六	一〇六
岡山	縣	縣																	一〇六	一〇六
広島	縣	縣																	一〇六	一〇六
山口	縣	縣																	一〇六	一〇六
徳島	縣	縣																	一〇六	一〇六
香川	縣	縣																	一〇六	一〇六
愛媛	縣	縣																	一〇六	一〇六
高知	縣	縣																	一〇六	一〇六
福岡	縣	縣																	一〇六	一〇六
佐賀	縣	縣																	一〇六	一〇六
長門	縣	縣																	一〇六	一〇六
熊本	縣	縣																	一〇六	一〇六
大分	縣	縣																	一〇六	一〇六
宮崎	縣	縣																	一〇六	一〇六
鹿児島	縣	縣																	一〇六	一〇六
鹿兒島	縣	縣																	一〇六	一〇六
計			三	三	二七	二七	六四	六四	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	九七	九七

備考 小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ長崎、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田、鹿兒島、沖繩ヲ除ク一三府三十四縣ニ、大正十五年六月一日ヨリ長崎、福島、秋田、山形、鹿兒島ノ五縣ニ、昭和四年七月一日ヨリ青森、岩手、宮城ノ三縣ニ施行セラレ現在未施行地ハ沖繩一縣ナリ

二 小作官ノ法外調停事件年次別件數表

道府縣名	年次	
	大正十四年	大正十五年
北海	1	1
青森	1	1
岩手	1	1
宮城	1	1
秋田	1	1
山形	1	1
福島	1	1
茨城	1	1
栃木	1	1
群馬	1	1
千代田	1	1
東京	1	1
神奈川	1	1
新潟	1	1
富山	1	1
石川	1	1
福井	1	1
山梨	1	1
長野	1	1
岐阜	1	1
靜岡	1	1
愛知	1	1
三河	1	1
滋賀	1	1
京都	1	1
大阪	1	1
兵庫	1	1
奈良	1	1
和歌山	1	1
鳥取	1	1
島根	1	1
岡山	1	1
廣島	1	1
山梨	1	1
徳島	1	1
香川	1	1
愛媛	1	1
高松	1	1
福岡	1	1
佐賀	1	1
長門	1	1
熊野	1	1
大分	1	1
宮崎	1	1
鹿兒島	1	1
計	371	265
昭和二年	357	
昭和三年	339	
昭和四年	310	
昭和五年	284	
昭和六年	271	

備考 各年ノ事件數ハ其ノ年ニ調停ニ着手シタル事件ニシテ翌年六月三十日迄ニ報告アリタルモノヲ計上セリ



### 三 昭和六年受理小作調停事件一覽表

道	府	縣	名	受 理 別 件 數		申 立 者 別 件 數		種 別	件 數	結 果	内 容
				總 數	別 件 數	總 數	別 件 數				
北 海 道	青 森 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青 森 縣	青 森 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩 手 縣	岩 手 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮 城 縣	宮 城 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋 田 縣	秋 田 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山 形 縣	山 形 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福 馬 縣	福 馬 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨 城 縣	茨 城 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃 木 縣	栃 木 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群 馬 縣	群 馬 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千 葉 縣	千 葉 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東 京 府	東 京 府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神 奈 川 縣	神 奈 川 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新 潟 縣	新 潟 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富 山 縣	富 山 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石 川 縣	石 川 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福 井 縣	福 井 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山 梨 縣	山 梨 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長 野 縣	長 野 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐 阜 縣	岐 阜 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜 岡 縣	靜 岡 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛 知 縣	愛 知 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三 重 縣	三 重 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋 賀 縣	滋 賀 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 阪 府	大 阪 府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵 庫 縣	兵 庫 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈 良 縣	奈 良 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和 歌 山 縣	和 歌 山 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥 取 縣	鳥 取 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島 根 縣	島 根 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥 島 縣	鳥 島 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣 島 縣	廣 島 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山 口 縣	山 口 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
德 島 縣	德 島 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香 川 縣	香 川 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛 媛 縣	愛 媛 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高 知 縣	高 知 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福 岡 縣	福 岡 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐 賀 縣	佐 賀 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長 崎 縣	長 崎 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊 本 縣	熊 本 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大 分 縣	大 分 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮 崎 縣	宮 崎 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿 兒 島 縣	鹿 兒 島 縣	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	計	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361

備考 一 「申立者別件數」欄中「双方」トアルハ同一爭議ニ付地主、小作人ノ双方ヨリ調停ノ申立ヲナシタルモノナリ  
 二 「利害關係人」トアルハ調停受理後利害關係アリトシテ調停ニ参加シタルモノナリ

六年受理小作調停事件一覽表

種別	件數	内容	結果別件數		土地面積	關係人員	
			既成	未成		當事者數	利害關係人數
			立成	立成不		主地	人作小
小作調停	1,487	既成	1,087	未成	1,487	當事者	1,487
小作調停	1,000	既成	800	未成	1,000	當事者	1,000
小作調停	800	既成	600	未成	800	當事者	800
小作調停	600	既成	400	未成	600	當事者	600
小作調停	400	既成	200	未成	400	當事者	400
小作調停	200	既成	100	未成	200	當事者	200
小作調停	100	既成	50	未成	100	當事者	100
小作調停	50	既成	25	未成	50	當事者	50
小作調停	25	既成	12	未成	25	當事者	25
小作調停	12	既成	6	未成	12	當事者	12
小作調停	6	既成	3	未成	6	當事者	6
小作調停	3	既成	1	未成	3	當事者	3
小作調停	1	既成	0	未成	1	當事者	1

トアルハ調停受理後利害關係アリトシテ調停ニ参加シタルモノナリ

昭和六年受理小作調停事件受理月別表

四 昭和六年受理小作調停事件受理月別表

道府縣名	争議單位 總件數											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大塚	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

備考 一 争議方二回以上ニ亙リテ申立テラレタルトキハ最初ノ申立期日ヲトレリ



六 昭和六年受理小作調停事件要求事項類別表

道	縣	争議總件數		小作調停		小作調停事件要求事項	
		件	數	件	數	件	數
北海道	北海	1	1	1	1	1	1
青森	青森	1	1	1	1	1	1
岩手	岩手	1	1	1	1	1	1
宮城	宮城	1	1	1	1	1	1
秋田	秋田	1	1	1	1	1	1
山形	山形	1	1	1	1	1	1
福島	福島	1	1	1	1	1	1
茨城	茨城	1	1	1	1	1	1
栃木	栃木	1	1	1	1	1	1
群馬	群馬	1	1	1	1	1	1
埼玉	埼玉	1	1	1	1	1	1
千葉	千葉	1	1	1	1	1	1
東京	東京	1	1	1	1	1	1
大阪	大阪	1	1	1	1	1	1
京都	京都	1	1	1	1	1	1
奈良	奈良	1	1	1	1	1	1
和歌山	和歌山	1	1	1	1	1	1
鳥取	鳥取	1	1	1	1	1	1
島根	島根	1	1	1	1	1	1
岡山	岡山	1	1	1	1	1	1
広島	広島	1	1	1	1	1	1
山口	山口	1	1	1	1	1	1
徳島	徳島	1	1	1	1	1	1
香川	香川	1	1	1	1	1	1
愛媛	愛媛	1	1	1	1	1	1
高知	高知	1	1	1	1	1	1
福岡	福岡	1	1	1	1	1	1
佐賀	佐賀	1	1	1	1	1	1
長門	長門	1	1	1	1	1	1
熊本	熊本	1	1	1	1	1	1
大分	大分	1	1	1	1	1	1
宮崎	宮崎	1	1	1	1	1	1
鹿児島	鹿児島	1	1	1	1	1	1
鹿兒	鹿兒	1	1	1	1	1	1
合計		173	173	173	173	173	173

備考 一 要求事項ハ一争議ニ付主要ト認ムベキモノヲ一個ヲトレリ  
 二 双方申立九件ハ其ノ關係人員、面積、件數、争議ノ實情等ニヨリ其ノ重キニ從ヒ夫々地主申立四件、小作人申立五件ト看做シタリ

理小作調停事件要求事項類別表

四〇																						小作條件作小
四六																						關=料作小 ノモルス
四八																						繼約契作小 =減消及續 ノモルス
六四																						他ノ其
六八																						計
六八																						料作小 額減の時
一〇五																						料作小 額減の時 及續約契作小
一〇六																						減の時料作小 認權作小及額
三三																						減の時料作小 額減の久永及額 (ム含フ定款作小)
九三																						料作小 額減の久永 定改料作小ハ又
一〇二																						期延拂支料作小
一〇五																						對反上値料作小
一〇六																						續繼約契作小
一〇八																						ハ又權作小 認權作小永 小永ハ又權作小 ハ又償賠權作 給支ノ料難作
一〇九																						地土費作掛物作 償賠ノ等費良改
一一〇																						付交地代
一一一																						割分地作小永
一一二																						求要渡賣地作小
一一三																						米勵獎 給支ノ等料裝儀 ノ分處假押差假 下取訟訴及除解
一一四																						定確件條作小
一一五																						關=料作小 ノモルス
一一六																						繼約契作小 =減消及續 ノモルス
一一七																						他ノ其
一一八																						計
一一九																						料作小 額減の時
一二〇																						定改料作小
一二一																						定確件條作小
一二二																						關=料作小 ノモルス
一二三																						繼約契作小 =減消及續 ノモルス
一二四																						他ノ其
一二五																						計

トベキモノヲ一個ヲトレリ  
面積、件數、爭議ノ實情等ニヨリ其ノ重キニ從ヒ夫々地主申立四件、小作人申立五件ト看做シタリ

昭和六年受理小作調停事件取下内譯表

七 昭和六年受理小作調停事件取下内譯表

道府縣名	争議單位 取下總件數	取 下 事 由	一 少 部 分 取 下	
			示談成立	見込ナシ
北海	16	1	1	0
青森	1	1	0	0
岩手	1	1	0	0
宮城	1	1	0	0
秋田	4	1	1	0
山形	3	1	1	0
福島	6	1	1	0
茨城	2	1	1	0
栃木	2	1	1	0
群馬	3	1	1	0
千代田	1	1	0	0
東京	1	1	0	0
神奈川	1	1	0	0
新潟	1	1	0	0
富山	1	1	0	0
石川	1	1	0	0
福井	1	1	0	0
山梨	1	1	0	0
長野	1	1	0	0
岐阜	1	1	0	0
愛知	1	1	0	0
三重	1	1	0	0
滋賀	1	1	0	0
京都	1	1	0	0
大阪	1	1	0	0
奈良	1	1	0	0
和歌山	1	1	0	0
鳥取	1	1	0	0
島根	1	1	0	0
岡山	1	1	0	0
広島	1	1	0	0
山口	1	1	0	0
徳島	1	1	0	0
香川	1	1	0	0
愛媛	1	1	0	0
高松	1	1	0	0
福岡	1	1	0	0
佐賀	1	1	0	0
長門	1	1	0	0
熊本	1	1	0	0
鹿兒島	1	1	0	0
計	100	37	28	6
割合(%)		37.0	28.0	6.0

# 八 昭和六年受理小作調停事件調停回数表

道府縣名	争議單		調停										調停不成立及取下														
	總件數	位既済	一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	以上一回	以上二回	以上三回	合計	一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	以上一回	以上二回	以上三回	合計	
北海道	1,500	2,500	1																								
青森	1	1																									
岩手	1	1																									
宮城	1	1																									
秋田	1	1																									
山形	1	1																									
福島	1	1																									
茨城	1	1																									
栃木	1	1																									
群馬	1	1																									
埼玉	1	1																									
千葉	1	1																									
東京	1	1																									
神奈川	1	1																									
新潟	1	1																									
富山	1	1																									
石川	1	1																									
福井	1	1																									
山梨	1	1																									
長野	1	1																									
岐阜	1	1																									
静岡	1	1																									
愛知	1	1																									
三重	1	1																									
滋賀	1	1																									
京都	1	1																									
大阪	1	1																									
兵庫	1	1																									
奈良	1	1																									
和歌山	1	1																									
鳥取	1	1																									
島根	1	1																									
岡山	1	1																									
広島	1	1																									
山口	1	1																									
徳島	1	1																									
香川	1	1																									
愛媛	1	1																									
高知	1	1																									
福岡	1	1																									
佐賀	1	1																									
長門	1	1																									
熊本	1	1																									
大分	1	1																									
宮崎	1	1																									
鹿児島	1	1																									
鹿儿島	1	1																									
計	100.00	166.33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備考 一 争議中ニ調停回数ノ異ナルモノアルトキハ其ノ回数ノ多キ方ヲトレリ





九 昭和六年受理小作調停成立事件期間表

道府縣名	争議單位 調停成立 事件數	争議成立迄ノ期間ヲトレリ																		
		以十日 内	以二十日 内	以一ヶ月 内	半一ヶ月 以内	以二ヶ月 内	以三ヶ月 内	以四ヶ月 内	以五ヶ月 内	以六ヶ月 内	以七ヶ月 内	以八ヶ月 内	以九ヶ月 内	以九ヶ月 上						
北海道	1																			
青森	1																			
岩手	1																			
宮城	1																			
秋田	3																			
山形	3																			
福島	7																			
茨城	3																			
栃木	6																			
群馬	8																			
千叶	1																			
東京	1																			
神奈川	1																			
新潟	1																			
富山	1																			
石川	1																			
福井	1																			
山梨	1																			
長野	1																			
岐阜	1																			
静岡	1																			
愛知	1																			
三重	1																			
滋賀	1																			
京都	1																			
大阪	1																			
奈良	1																			
和歌山	1																			
鳥取	1																			
島根	1																			
岡山	1																			
広島	1																			
山口	1																			
徳島	1																			
香川	1																			
愛媛	1																			
高知	1																			
福岡	1																			
佐賀	1																			
長門	1																			
熊本	1																			
大分	1																			
宮崎	1																			
鹿児島	1																			
鹿兒島	1																			
計	122																			
割合(%)	100.00																			

備考 一 争議が二度以上ニ亙リテ受理又ハ調停成立シタルトキハ最初ノ受理月日ヨリ全部ノ調停成立迄ノ期間ヲトレリ









昭和五年受理小作調停事件一覽表

道府縣名	受理別		地主	小作人	合意	双方	關係土地面積	關係當事者數		利害關係人數	既濟案件數				未濟件數
	總件數	位件數						成立	不成立		取下	却下	計		
北海道	9	8	1	2	1	1	43.9	2	2	2	1	1	1	1	10
青森	1	1	1	1	1	1	3.3	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	3.5	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	3.5	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	3.7	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
長門	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒島	1	1	1	1	1	1	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1
計	731	710	54	171	4	1	1,499.9	68	336	61	14	16	5	1	710
平均又ハ		100.00	23.84	7.35	1.75	0.44	6.35	4.2	13.16	0.37	0.61	0.61	0.44	9.35	100.00

備考 一 「申立者別件數欄中」双方トアルハ同一争議ニ付地主、小作人ノ双方ヨリ調停ノ申立ヲナシタルモノナリ  
 二 「利害關係人」トアルハ調停申立後利害關係アリトシテ調停ニ參加シタルモノナリ

一三 昭和六年小作官ノ法外調停事件一覽表

道府縣名	件數	關係人員		關係土地面積 町	調停ノ結果		
		地主	小作人		成立	不成立	未済
北海道	1	1	1	1.00	1		1
青森道	1	1	1	1.00	1		1
岩手道	1	1	1	1.00	1		1
宮城道	1	1	1	1.00	1		1
秋田道	1	1	1	1.00	1		1
山形道	1	1	1	1.00	1		1
福島道	1	1	1	1.00	1		1
茨城道	1	1	1	1.00	1		1
栃木道	1	1	1	1.00	1		1
群馬道	1	1	1	1.00	1		1
千葉道	1	1	1	1.00	1		1
東京都	1	1	1	1.00	1		1
神奈川県	1	1	1	1.00	1		1
新潟道	1	1	1	1.00	1		1
富山道	1	1	1	1.00	1		1
石川道	1	1	1	1.00	1		1
福井道	1	1	1	1.00	1		1
山梨道	1	1	1	1.00	1		1
長野道	1	1	1	1.00	1		1
岐阜道	1	1	1	1.00	1		1
愛知道	1	1	1	1.00	1		1
三重道	1	1	1	1.00	1		1
滋賀道	1	1	1	1.00	1		1
京都道	1	1	1	1.00	1		1
大阪道	1	1	1	1.00	1		1
兵衛道	1	1	1	1.00	1		1
奈良道	1	1	1	1.00	1		1
和歌山道	1	1	1	1.00	1		1
鳥取道	1	1	1	1.00	1		1
島根道	1	1	1	1.00	1		1
岡山道	1	1	1	1.00	1		1
廣島道	1	1	1	1.00	1		1
山陽道	1	1	1	1.00	1		1
徳島道	1	1	1	1.00	1		1
香川道	1	1	1	1.00	1		1
愛媛道	1	1	1	1.00	1		1
高松道	1	1	1	1.00	1		1
福井道	1	1	1	1.00	1		1
佐賀道	1	1	1	1.00	1		1
長門道	1	1	1	1.00	1		1
熊本道	1	1	1	1.00	1		1
大分道	1	1	1	1.00	1		1
宮崎道	1	1	1	1.00	1		1
鹿児島道	1	1	1	1.00	1		1
鹿兒道	1	1	1	1.00	1		1
計	133	190	666	3,366.6	135	2	5

備考 本表ハ小作官ノ法外調停トシテ報告アリタルモノノ外警察ヨリノ爭議報告ニ小作官ノ調停ニ關與セル旨明記アリタルモノヲ計上セリ



一四 昭和六年小作官ノ法外調停成立事件調停條項類別表

道	府	縣	名	調停成立件數	小作官ノ法外調停成立事件
北海	道	森	手	1	小作官ノ法外調停成立事件
岩手	縣	城	田	1	小作官ノ法外調停成立事件
宮城	縣	田	形	1	小作官ノ法外調停成立事件
秋田	縣	山	鳥	1	小作官ノ法外調停成立事件
山形	縣	城	木	1	小作官ノ法外調停成立事件
茨城	縣	木	馬	1	小作官ノ法外調停成立事件
栃木	縣	馬	玉	1	小作官ノ法外調停成立事件
群馬	縣	馬	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
埼玉	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
千葉	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
東京	府	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
神奈川	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
新潟	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
富山	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
石川	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
福井	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
山梨	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
長野	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
岐阜	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
靜岡	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
愛知	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
三岐	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
滋賀	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
京都	府	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
大阪	府	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
奈良	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
和歌山	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
鳥取	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
島根	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
岡山	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
広島	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
山形	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
徳島	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
香川	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
愛媛	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
高松	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
福岡	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
佐賀	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
長門	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
熊本	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
大分	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
宮崎	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
鹿兒	島	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
薩摩	縣	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
鹿兒	島	蕪	蕪	1	小作官ノ法外調停成立事件
計				95	

備考 本表ニハ調停條項中主要ナリト認ムベキ條項ヲトレリ

一五 昭和六年小作調停事件調査表

司法省調査(昭和七年四月六日作成)

地方裁判 所管内別	受理件數		新 受		受 事		既 濟		未 濟
	舊受	新受	申立別件數 地主 小作人 合意	爭議反別	爭議人員 地主 小作人 關係人	成立	不成立	取下	
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1
甲府	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宇都宮	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水戸	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千代田	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浦和	1	1	1	1	1	1	1	1	1
横濱	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	55	35	157	84	24	25	100	77	63

### 一六 小作調停委員調査表

(昭和六年九月末現在)

司法省調査

割合(%)	合計	東	横	浦	千	水	宇	前	靜	甲	長	新	大	京	神	奈	和	大	歌	古	濃	安	名	高	高	德	島	松	長	佐	大	熊	鹿	宮	仙	福	山	盛	秋	青	札	函	旭	銅	地方裁判所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																																													種別	地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
五三・七	五三・七	八	七	六	五	四	三	二	一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	一九七	一九八	一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四	二〇五	二〇六	二〇七	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一二	二一三	二一四	二一五	二一六	二一七	二一八	二一九	二二〇	二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九	二四〇	二四一	二四二	二四三	二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	二五七	二五八	二五九	二六〇	二六一	二六二	二六三	二六四	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七〇	二七一	二七二	二七三	二七四	二七五	二七六	二七七	二七八	二七九	二八〇	二八一	二八二	二八三	二八四	二八五	二八六	二八七	二八八	二八九	二九〇	二九一	二九二	二九三	二九四	二九五	二九六	二九七	二九八	二九九	三〇〇	三〇一	三〇二	三〇三	三〇四	三〇五	三〇六	三〇七	三〇八	三〇九	三一〇	三一	三一三	三一四	三一五	三一六	三一七	三一八	三一九	三二〇	三二一	三二二	三二三	三二四	三二五	三二六	三二七	三二八	三二九	三三〇	三三一	三三二	三三三	三三四	三三五	三三六	三三七	三三八	三三九	三四〇	三四一	三四二	三四三	三四四	三四五	三四六	三四七	三四八	三四九	三五〇	三五一	三五二	三五三	三五四	三五五	三五六	三五七	三五八	三五九	三六〇	三六一	三六二	三六三	三六四	三六五	三六六	三六七	三六八	三六九	三七〇	三七一	三七二	三七三	三七四	三七五	三七六	三七七	三八〇	三八一	三八二	三八三	三八四	三八五	三八六	三八七	三八八	三八九	三九〇	三九一	三九二	三九三	三九四	三九五	三九六	三九七	三九八	三九九	四〇〇	四〇一	四〇二	四〇三	四〇四	四〇五	四〇六	四〇七	四〇八	四〇九	四一〇	四一一	四一二	四一三	四一四	四一五	四一六	四一七	四一八	四一九	四二〇	四二一	四二二	四二三	四二四	四二五	四二六	四二七	四二八	四二九	四三〇	四三一	四三二	四三三	四三四	四三五	四三六	四三七	四三八	四三九	四四〇	四四一	四四二	四四三	四四四	四四五	四四六	四四七	四四八	四四九	四五〇	四五	四五三	四五四	四五五	四五六	四五七	四五八	四五九	四六〇	四六一	四六二	四六三	四六四	四六五	四六六	四六七	四六八	四六九	四七〇	四七一	四七二	四七三	四七四	四七五	四七六	四七七	四七八	四七九	四八〇	四八一	四八二	四八三	四八四	四八五	四八六	四八七	四八八	四八九	四九〇	四九一	四九二	四九三	四九四	四九五	四九六	四九七	四九八	四九九	五〇〇	五〇一	五〇二	五〇三	五〇四	五〇五	五〇六	五〇七	五〇八	五〇九	五一〇	五一	五一三	五一四	五一五	五一六	五一七	五一八	五一九	五二〇	五二一	五二二	五二三	五二四	五二五	五二六	五二七	五二八	五二九	五三〇	五三一	五三二	五三三	五三四	五三五	五三六	五三七	五三八	五三九	五四〇	五四一	五四二	五四三	五四四	五四五	五四六	五四七	五四八	五四九	五五〇	五五一	五五二	五五三	五五四	五五五	五五六	五五七	五五八	五五九	五六〇	五六一	五六二	五六三	五六四	五六五	五六六	五六七	五六八	五六九	五七〇	五七一	五七二	五七三	五七四	五七五	五七六	五七七	五七八	五七九	五八〇	五八一	五八二	五八三	五八四	五八五	五八六	五八七	五八八	五八九	五九〇	五九一	五九二	五九三	五九四	五九五	五九六	五九七	五九八	五九九	六〇〇	六〇一	六〇二	六〇三	六〇四	六〇五	六〇六	六〇七	六〇八	六〇九	六一〇	六一	六一三	六一四	六一五	六一六	六一七	六一八	六一九	六二〇	六二一	六二二	六二三	六二四	六二五	六二六	六二七	六二八	六二九	六三〇	六三一	六三二	六三三	六三四	六三五	六三六	六三七	六三八	六三九	六四〇	六四一	六四二	六四三	六四四	六四五	六四六	六四七	六四八	六四九	六五〇	六五一	六五二	六五三	六五四	六五五	六五六	六五七	六五八	六五九	六六〇	六六一	六六二	六六三	六六四	六六五	六六六	六六七	六六八	六六九	六七〇	六七一	六七二	六七三	六七四	六七五	六七六	六七七	六七八	六七九	六八〇	六八一	六八二	六八三	六八四	六八五	六八六	六八七	六八八	六八九	六九〇	六九一	六九二	六九三	六九四	六九五	六九六	六九七	六九八	六九九	七〇〇	七〇一	七〇二	七〇三	七〇四	七〇五	七〇六	七〇七	七〇八	七〇九	七一〇	七一	七一二	七一三	七一四	七一五	七一六	七一七	七一八	七一九	七二〇	七二一	七二二	七二三	七二四	七二五	七二六	七二七	七二八	七二九	七三〇	七三一	七三二	七三三	七三四	七三五	七三六	七三七	七三八	七三九	七四〇	七四一	七四二	七四三	七四四	七四五	七四六	七四七	七四八	七四九	七五〇	七五一	七五二	七五三	七五四	七五五	七五六	七五七	七五八	七五九	七六〇	七六一	七六二	七六三	七六四	七六五	七六六	七六七	七六八	七六九	七七〇	七七一	七七二	七七三	七七四	七七五	七七六	七七七	七七八	七七九	七八〇	七八一	七八二	七八三	七八四	七八五	七八六	七八七	七八八	七八九	七九〇	七九一	七九二	七九三	七九四	七九五	七九六	七九七	七九八	七九九	八〇〇	八〇一	八〇二	八〇三	八〇四	八〇五	八〇六	八〇七	八〇八	八〇九	八一〇	八一	八一三	八一四	八一五	八一六	八一七	八一八	八一九	八二〇	八二一	八二二	八二三	八二四	八二五	八二六	八二七	八二八	八二九	八三〇	八三一	八三二	八三三	八三四	八三五	八三六	八三七	八三八	八三九	八四〇	八四一	八四二	八四三	八四四	八四五	八四六	八四七	八四八	八四九	八五〇	八五一	八五二	八五三	八五四	八五五	八五六	八五七	八五八	八五九	八六〇	八六一	八六二	八六三	八六四	八六五	八六六	八六七	八六八	八六九	八七〇	八七一	八七二	八七三	八七四	八七五	八七六	八七七	八七八	八七九	八八〇	八八一	八八二	八八三	八八四	八八五	八八六	八八七	八八八	八八九	八九〇	八九一	八九二	八九三	八九四	八九五	八九六	八九七	八九八	八九九	九〇〇	九〇一	九〇二	九〇三	九〇四	九〇五	九〇六	九〇七	九〇八	九〇九	九一〇	九一一	九一二	九一三	九一四	九一五	九一六	九一七	九一八	九一九	九二〇	九二一	九二二	九二三	九二四	九二五	九二六	九二七	九二八	九二九	九三〇	九三一	九三二	九三三	九三四	九三五	九三六	九三七	九三八	九三九	九四〇	九四一	九四二	九四三	九四四	九四五	九四六	九四七	九四八	九四九	九五〇	九五	九五三	九五四	九五五	九五六	九五七	九五八	九五九	九六〇	九六一	九六二	九六三	九六四	九六五	九六六	九六七	九六八	九六九	九七〇	九七一	九七二	九七三	九七四	九七五	九七六	九七七	九七八	九七九	九八〇	九八一	九八二	九八三	九八四	九八五	九八六	九八七	九八八	九八九	九九〇	九九一	九九二	九九三	九九四	九九五	九九六	九九七	九九八	九九九	一〇〇〇

### 第三 地主小作人組合ニ關スル調査諸表

凡 例

本表ハ昭和六年十二月末現在ニ於ケル地主小作人組合ノ狀況ニ關シ昭和七年一月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ作成シタルモノナリ

Blank page with faint horizontal lines and a vertical margin line on the right side.

Blank page with a light gray background.

一 地主小作人組合一覽表 (昭和六年末現在)

道府縣名	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數
北海道	(六)	三,五九六	一	七,五九四	三	一一,一八二
青森道	(三)	六,一三三	一	一,一三三	一	一,一三三
岩手道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
宮城道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
秋田道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
山形道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
福島道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
茨城道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
栃木道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
群馬道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
千葉道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
東京道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
神奈川道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
新潟道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
富山道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
石川道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
福井道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
山梨道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
長野道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
岐阜道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
靜岡道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
愛知道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
三重道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
滋賀道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
京都道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
大阪道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
兵衛道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
奈良道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
和歌山道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
鳥取道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
島根道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
岡山道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
廣島道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
山口道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
徳島道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
香川道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
愛媛道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
高知道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
福岡道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
佐賀道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
長門道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
熊本道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
大分道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
宮崎道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
鹿兒島道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
沖縄道	(三)	二,九七九	一	一,一三三	一	一,一三三
計	(一七〇)	三,六,一〇一	六四	五〇,五九六	二,〇七	三,五,〇二六

備考 一 括弧内ノ数字ハ青年部、少年部及婦人部トス  
二 地主組合中ニハ土地會社ヲ含ム

二 小作人組合年次別現在數表

道府縣名	十年正	同十一年末	同十二年末	同十三年末	同十四年末	元昭年末	同六月二年末	同二年末	同六月三年末	同三年末	同六月四年末	同四年末	同六月五年末	同五年末	同六月六年末	同六年末
	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
北海道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大坂	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
靜岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
德島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長門	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿兒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神戶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備考 一 大正十年ハ内務省警保局、大正十一年乃至十三年ハ内務省社會局、大正十四年以降ハ農林省農務局ノ調査ナリ  
 二 大正十年末トアルハ大正十一年一月二十日、大正十一年末トアルハ同年十二月十六日、大正十二年末トアルハ同年十二月十六日、大正十三年末トアルハ同年十二月二十日ニ各集計シタル組合數ニシテ大正十四年度以降年末又ハ六月末トアルハ年末又ハ六月末現在ノ組合ニ付  
 夫々翌一月十日又ハ七月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ集計シタルモノナリ

三 地主組合年次別現在數表

(昭和六年末現在)

道府縣名	大正十年末	同十一年末	同十二年末	同十三年末	同十四年末	昭和元年末	同二年六月末	同年末	同三年六月末	同年末	同四年六月末	同年末	同五年六月末	同年末	同六年六月末	同年末
北海道	157	151	144	137	131	125	119	113	107	101	95	89	83	77	71	65
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長門	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	193	207	250	324	353	405	460	514	570	625	680	735	790	845	900	955

備考 一 大正十年ハ内務省警保局、大正十一年乃至十三年ハ内務省社会局、十四年以降ハ農林省農務局ノ調査ナリ  
 二 大正十年末トアルハ大正十一年一月二十日、大正十一年末トアルハ同年十二月十六日、大正十二年末トアルハ同年十二月十六日、大正十三年末トアルハ各年末又ハ六月末現在ノ組合ニ付翌一月十日又ハ七月十日迄ニ到着シタル報告書ニ基キ集計シタルモノナリ



四 協調組合年次別現在數表

道府縣名	十六年正月	同十一年末	同十二年末	同十三年末	同十四年末	元昭和	同六月末	同二年末	同六月末	同三年末	同六月末	同四年末	同五年末	同六月末	同六年末
北海道	14	5	8	14	13	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100	131,100

備考 一 本表ニハ土地會社ヲ含ム  
 二 大正十年ハ内務省警保局、大正十一年乃至大正十三年ハ内務省社會局、大正十四年以降ハ農林省農務局ノ調査ナリ  
 三 大正十年末トアルハ大正十一年一月二十日、大正十一年末トアルハ同年十二月十六日、大正十二年末トアルハ同年十二月十六日、大正十三年末トアルハ同年十二月二十日ニ集計シタルモノニシテ大正十四年以降年末又ハ六月末トアルハ同年十二月末又ハ六月末現在ノ組合ニ付翌一月十日又ハ七月十日迄ニ到達シタル報告書ニ基キ集計シタルモノナリ





六 現存土地會社設立年次別表 (昭和六年末現在)

道府縣名	會社數	明治二十一年以前	明治二十一年至二十四年	明治二十四年至大正元年	大正元年至大正六年	大正七年同	八年同	九年同	十年同	十一年同	十二年同	十三年同	十四年同	昭和元年同	二年同
北海道	一														
青森															
岩手															
宮城															
秋田	二														
山形															
福島	四														
茨城															
栃木															
群馬															
埼玉															
東京	一														
千葉															
神奈川	一														
新潟	五														
富山															
石川															
福井															
山梨	二														
長野	一														
岐阜															
愛知	一														
三重	一														
滋賀	一														
京都	一														
大阪	一														
奈良	一														
和歌山	三														
鳥取	五														
島根	九														
岡山															
広島															
山口															
徳島															
香川															
愛媛	五														
高知															
福岡															
佐賀															
長門															
熊本															
大分	一														
宮崎															
鹿児島															
沖縄															
計	九五														

備考 本表ハ小作關係事業ヲ行フヲ主タル目的トスルモノノミニ付調査セルモノナリ

昭和六年末現在

六 現存土地會社設立年次別表 (昭和六年末現在)

會社數	明治二十一年以前至同四十年	自同四十年至大正元年	自大正二年至同六年	大正七年同	八年同	九年同	十年同	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年同	二年同	三年同	四年同	五年同	六年
九	一	五	九	三	五	三	三	四	一	一	五	一	四	二	一	一	一
三																	
二																	
六																	
一																	
三																	
二																	
五																	
三																	
七																	
二																	
二																	
七																	
六																	
二																	

本表ハ小作關係事業ヲ行フヲ主タル目的トスルモノノミニ付調査セルモノナリ

七 昭和六年末地主小作人組合聯合會一覽表

組合別	聯合會名	事務所所在地	設立年月日	區域	組合長	支部數	員數
小作人	全國農民組合	大阪市此花區四貫島元宮町一	昭和 三、五、三	三十三道府	杉山元治郎	一、五九九	六二、〇五
同	日本農民組合	東京市芝區南佐久間町一ノ五 五 社民館内	同 六、一、三	十六道府	片山 哲	四七	二六、六四
同	山形縣農民組合	山形縣酒田町筑後町六〇	同 四、二、六	郡	小島小一郎	三三	一、四六
同	愛知中央親向會	名古屋市南區熱田新田村東組	同 二、六、三	郡	服部勝三郎	二四	二、五八
同	富山縣農業團體聯合會	富山市西四十物町	同 二、三、九	縣	宮崎喜知藏	三三	二、三三
同	日本小作人總同盟	群馬縣山田郡毛利田村丸山	大正 一五、〇、五	二 縣	坂本利一	七	一、〇九
同	川島領小作組合聯合會	埼玉縣比企郡三保谷村	同 三、二、七	數町村	若山龍吉	三	八二
同	東伯小作聯合會	鳥取縣東伯郡日下村	昭和 二、三、一	一 郡	門田定藏	一	一、三三
同	東鄉松崎小作聯合會	鳥取縣東伯郡東郷村田畑	同 四、一、八	數町村	三田作藏	一	一、八五
同	弓濱部小作人組合聯合會	鳥取縣西伯郡中濱村	大正 九、三、三	數町村	渡邊彌壽男	一	一、〇八
同	大原郡西部小作聯合會	鳥根縣大原郡加茂村立原	昭和 二、三、三	數町村	濱村庄之助	五	一、八五
地主	大日本地主協會	大阪市北區富田町三九	大正 一四、〇、四	十一 府	中村紋作	七	六、五〇
同	足利郡農政會	足利市巴町	明治 三、一、一	一 郡	關田嘉七郎	九	二、〇八
同	上房郡地主會	岡山縣上房郡高梁町	同 四、三、七	一 郡	板谷敬信	一	二、三〇
協調	群馬縣農民組合聯合會	群馬縣群馬郡元郡役所内	大正 一三、三、一	一 郡	細野重晴	七	五、〇〇
同	木瀨村農事組合聯合會	群馬縣勢多郡木瀨村役場内	同 二、一、一	一 町村	清水忠次郎	一四	一、〇六
同	那賀協同會	德島縣那賀郡平島町	同 一五、六、五	數町村	林眞喜三郎	八	四七
同	福井親農會	德島縣那賀郡福井村	同 一五、〇、一	一 町村	三間知賀	三	二、六
同	住友小作人報德會聯合會	愛媛縣新居郡新居濱村	昭和 二、七、四	數 郡	渡邊吾一	六	二、六八
同	富岡協同會	德島縣那賀郡富岡町役場内	同 二、五、一	一 町村	阿井周平	二	六

備考 本表ハ獨立ノ聯合會ノミニシテ協議會等ハ之ヲ合マズ

第四 小作爭議ニ關スル民事訴訟事件調査表

一 昭和六年小作ニ關スル民事訴訟事件調査表 (司法省調査)

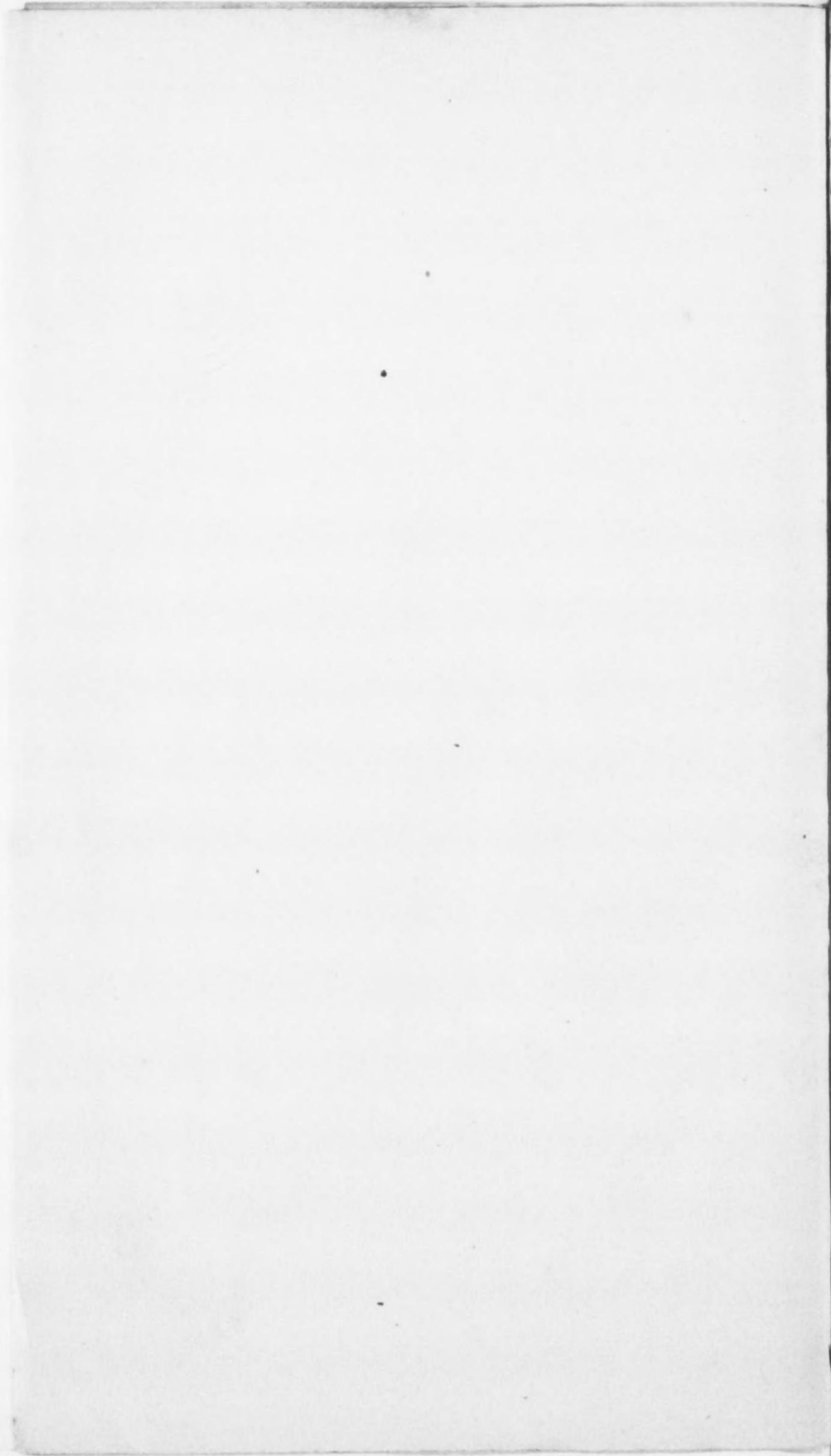
合計	地方										管 内 別	裁 判 所	地 方							
	樺 太 路	釧 路 川	旭 川 館	函 館	札 森	青 森	秋 田	盛 岡	山 形	福 島				仙 臺	郡 臺	宮 城	鹿 嶋	千 葉	浦 和	横 濱
二,三三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	總 件 數	受 理
一,五五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	拂 支 料 作 小	
二,九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	還 返 地 土 明	
三,九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	還 返 地 土 明 及 拂 支 料 作 小 地 土 貨 損	
一,八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	拂 支 料 作 小 地 土 貨 損	
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	還 返 地 土 明	
四,五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	米 作 小 換	
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	認 確 權 作 小	
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	權 認 確 在 存 不 妨	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	全 保 有 占	
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	持 保 有 占	
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	償 賠 害 損	
一,四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	他 ノ 其	
二,二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主 地	原 告 別 件 數
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	人 作 小	
二,五九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主 地	當 事 者 數
三,八七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	人 作 小	
六,四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	
一,八五七・七二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	面 積	争 議 ノ 目 的 タ ル 土 地 ノ





昭和六年中ニ於ケル小作爭議ニ關スル強制執行調査表(内省調務査)

道 府 縣 別 名	土地立入禁止				立毛差押				動産差押			
	件數	地主	小作人	執行面積 町	件數	地主	小作人	執行面積 町	件數	地主	小作人	價格
北海道	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
青森	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
岩手	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
宮城	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
秋田	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
山形	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
福島	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
茨城	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
栃木	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
群馬	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
埼玉	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
千葉	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
東京	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
神奈川	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
新潟	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
富山	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
石川	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
福井	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
山梨	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
長野	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
岐阜	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
静岡	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
愛知	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
三重	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
滋賀	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
京都	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
大阪	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
兵庫	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
奈良	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
和歌山	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
鳥取	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
島根	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
岡山	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
広島	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
山口	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
徳島	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
香川	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
愛媛	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
高知	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
福岡	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
佐賀	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
長門	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
熊本	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
大分	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
宮崎	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
鹿児島	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
沖縄	1	1	1	3.5	1	1	1	1.7	1	1	1	3.6
計	6	18	22	35.6	3	5	7	11.6	7	16	19	25.5



三、

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

八、

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、



ESH40

71



終